

（略）

公 安 委 員 会	国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定について	平成25年10月10日 警 備 企 画 課
説明資料No.2		

## 1 策定の経緯について

(1) 本年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行。本年6月、同法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を閣議決定。

(2) 特措法において、国家公安委員会及び警察庁を指定行政機関に指定。政府行動計画において、指定行政機関に行動計画の策定を義務付け。

## 2 行動計画（案）の概要

【第1編】「計画の目的及び実施の方針」

【第2編】「発生に備えた措置」

実施体制の整備、感染対策の準備、多数死体取扱いに備えた措置 等

【第3編】「国外発生期における措置」

対策本部等の設置、特定接種の実施、水際対策の支援 等

【第4編】「国内発生早期における措置」

対策本部等の設置、感染対策、業務継続のための執務体制への移行、医療活動の支援、緊急事態措置に対する支援 等

【第5編】「国内感染期における措置」

社会秩序の維持、多数死体取扱いに当たっての措置、緊急事態措置に対する支援 等

【第6編】「小康期における措置」

感染状況に応じた通常業務への復帰 等

【第7編】「鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」

新型インフルエンザ等対策に準じた対応、防疫処置の支援

【第8編】「国家公安委員会が実施する事項」

事態に応じ国家公安委員会を招集（テレビ会議システムの適切な活用）、警察庁又は都道府県警察において新型インフルエンザ等対策が適切に行われるよう大綱方針の策定、緊急事態の布告の勧告等

【別添】「特定接種の対象となり得る警察職員等」

対象となり得る職員等の部門、業務等について定めた

（第2編から第6編では、第1章に警察庁、第2章に都道府県警察が行う措置をそれぞれ記載。）

1頁

4頁

15頁

26頁

43頁

45頁

46頁

49頁

別添

## 1 趣旨

産業競争力を強化し、日本経済を再生するため、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策等を政府一体となって実行するための実行計画の作成、「企業実証特例制度」等に関する規定を整備するもの。

## 2 概要

### (1) 産業競争力の強化に関する実行計画の作成

- 政府は、産業競争力の強化に関する基本的な方針、重点施策の内容・実施期限・担当大臣等を定める実行計画を作成する。
- 担当大臣は、重点施策を実施期限までに実施するものとし、実施できなかつたときは、その理由を明らかにし、必要な措置を講ずる。

### (2) 「企業実証特例制度」の創設

- 新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、事業所管大臣に規制の特例措置の整備を求めることができる。
- 当該求めを受けた事業所管大臣が当該規制に係る法令を所管する場合において、特例措置の必要があると認めるときは、その内容の公表等を行う。
- 事業所管大臣は、当該求めに係る規制を他の行政機関が所管する場合において、特例措置の必要があると認めるときは、当該行政機関の長に特例措置の整備を要請し、当該要請を受けた行政機関の長は、特例措置を講ずることとするときは、その内容の公表等を行う。
- 規制の特例措置の適用を受けようとする者は、新事業活動の計画について事業所管大臣の認定を受ける（認定に際し、当該規制を所管する行政機関の長の同意が必要）。

### (3) 「グレーゾーン解消制度」の創設

新事業活動を実施しようとする者は、事業所管大臣に対し、当該事業活動に関する規制を定めた規定の解釈等について確認を求めるができる（当該求めに係る規制を他の行政機関が所管する場合は、事業所管大臣は、当該行政機関の長に確認を求める。）。

### (4) 産業の新陳代謝

ベンチャー投資、事業再編及び先端設備投資の促進に関する規定を整備する。

## 3 今後の予定

閣議決定：10月15日（火）（経済産業省による単独請議予定）

公 安 委 員 会	平成26年度採用候補者(国家公務員採用	平成25年10月10日
説明資料No. 4	総合職・一般職試験合格者の内定について	人 事 課
<b>1 総合職（警察官） : 18名（うち女性5名）</b>		
○ 出身大学		
東京大学大学院 : 1名		
慶應義塾大学大学院 : 1名		
東京大学 : 8名		
京都大学 : 3名		
大阪大学 : 1名		
慶應義塾大学 : 4名		
<b>2 総合職（情報通信職員） : 6名（うち女性2名）</b>		
○ 出身大学		
東京大学大学院 : 1名		
京都大学大学院 : 2名		
名古屋工業大学大学院 : 1名		
東京大学 : 1名		
慶應義塾大学 : 1名		
<b>3 総合職（科学警察研究所職員） : 5名（うち女性0名）</b>		
○ 出身大学		
東京大学大学院 : 4名		
首都大学東京大学院 : 1名		
<b>4 一般職（大卒程度・警察官） : 9名（うち女性3名）</b>		
○ 出身大学		
北海道大学 : 1名		
千葉大学 : 1名		
名古屋大学 : 1名		
大阪大学 : 1名		
九州大学 : 1名		
上智大学 : 1名		
中央大学 : 1名		
同志社大学 : 1名		
立命館大学 : 1名		

公 安 委 員 会	全国殉職警察職員・警察協力殉難者 慰 為 祭 の 開 催 に つ い て	平成25年10月10日
説明資料No. 5		人 事 課
<b>1 意義</b>		
明治7年の警察制度創設以来、その職に殉じた警察職員及び警察活動に協力し、又は他人の生命を救助しようとして殉難された方の御靈を慰めるため、昭和48年以降毎年開催され、今回で41回目となる。		
<b>2 開催日時</b>		
平成25年10月24日(木) 午後1時30分～(約1時間)		
<b>3 開催場所</b>		
東京都千代田区隼町1番1号 グランドアーク半蔵門		
<b>4 主催等</b>		
(1) 主催 公益財団法人警察協会 (2) 後援 警察庁、各都道府県警察		
<b>5 合祀する御靈</b>		
(1) 新たに合祀する御靈 ○ 殉職警察職員 10柱 ○ 警察協力殉難者 7柱 計 17柱		
(2) 合祀御靈の合計(上記17柱を含む。) ○ 殉職警察職員 5, 557柱 ○ 警察協力殉難者 617柱 計 6, 174柱		
<b>6 参列遺族</b>		
○ 殉職警察職員 6遺族 15名 ○ 警察協力殉難者 5遺族 18名 計 11遺族 33名		
<b>7 式次第</b>		
(1) 開式		
(2) 殉職警察職員・警察協力殉難者名簿の奉納		
(3) 式辞 警察協会会长		
(4) 黙祷		
(5) 追悼の辞 内閣総理大臣(調整中)、国家公安委員会委員長 警察庁長官、遺族代表		
(6) 指名献花 警察协会会长、遺族、内閣総理大臣(調整中) 国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員 警察庁長官 都道府県公安委員会代表、都道府県警察代表 歴代国家公安委員会委員長、元国家公安委員会委員 衆議院議員、参議院議員、退職警察幹部 全国警察官友の会会长、警察協会賛助団体代表 警察協会役員、警察育英会役員		
(7) 一般献花 来賓(指名献花者を除く。)、次長、官房長、各局部長 総括審議官、首席監察官、人事課長、給与厚生課長 新合祀者関係府県警察本部長		
(8) 挨拶		
(9) 閉式		

## 1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる警察、関係機関及び民間被害者支援団体等における知見・技能の向上と緊密な連携を強化するとともに国民の犯罪被害者支援に対する理解と共感の気運の増進を図ることを目的として、平成8年から毎年秋に開催しており、今回で18回目を迎える。

※ 参加者～約500人

(都道府県警察、国・地方の行政機関、民間被害者支援団体、被害者学研究者、弁護士、精神科医、臨床心理士など)

## 2 日時

平成25年10月18日（金） 13：00～17：00

## 3 会場

飯野ビル「イイノホール」（東京都千代田区内幸町2丁目1番1号）

## 4 主催

警察庁、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク  
日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金

## 5 後援

内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省等

## 6 来賓

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会会長

## 7 主な内容（別紙参照）

### （1）開会式

※ 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰

各都道府県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害支援活動の活性化を図るために、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークの代表者との連名表彰等を実施する。

### （2）パネルディスカッション

テーマ：「犯罪被害者支援における連携と今後の展開」

複数の都道府県にまたがる被害者多数の事件・事故を実例にして、被害者支援における関係機関の連携について、各パネリストからのお話に基づいて、今後の各機関の連携のあり方等について討議する。

近年、インターネットに起因する福祉犯被害が増加する中、インターネット上のサイト等を介して行われる援助交際に対しては、従来の街頭補導では福祉犯被害の防止を図ることは困難であることから、全国の都道府県警察に対し通達を発出し、平成25年10月21日からサイバー補導を全国で実施するもの。

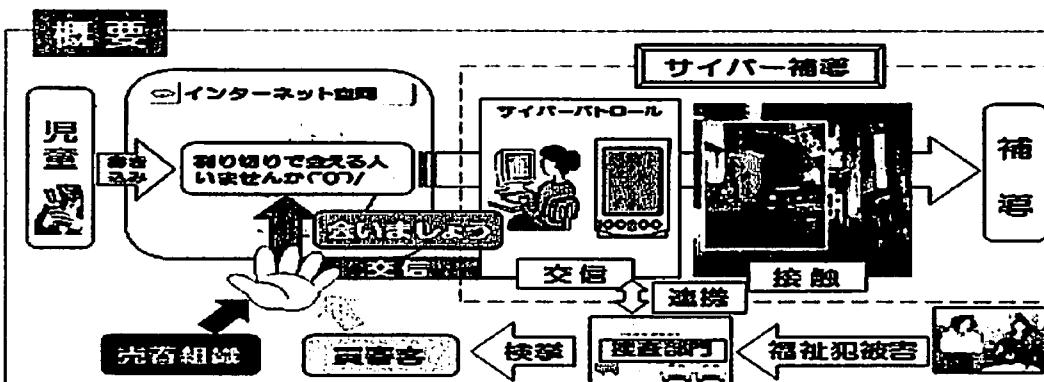
## 1 サイバー補導の概要

### (1) 実施内容

児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導を実施。

### (2) 実施上の留意点

交信作業に当たっては、児童に対し性交等又は対償供与を示して異性交際を誘引する内容のメール等を送信しないように留意。



## 2 実施に至る経緯

- 21年から「サイバー補導」を実施していた静岡県の活動に着目し、25年4月から10都道府県において試行を実施。  
※ 10都道府県～北海道、警視庁、埼玉県、千葉県、神奈川県  
愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県
- 試行実施結果(25年9月末現在)  
援助交際等の書き込みをした児童「89人」を補導。

### 【補導した児童の傾向】

補導人員	中学生	高校生	有職	無職
89	14	58	1	16

非行・補導歴	
有	無

- ・ 過去に児童買春等の被害あり～43人 (48.3%)

公安委員会	FATF 対日審査フォローアップ	平成25年10月10日
説明資料No.	8	犯罪収益移転防止管理官 警備企画課 への対応（第7回報告）について

(略)

公安委員会 説明資料No.9	八王子市内における飲食店経営者に 対する殺人等事件の検挙について(警視庁)	平成25年10月10日 捜査第一課
-------------------	--	----------------------

## 1 事案の概要

平成22年11月25日、東京都八王子市内から所在不明となっている（当時43歳）について捜査した結果、平成25年9月、関係被疑者8名を死体損壊・遺棄罪及び同幇助罪で逮捕し、さらに、同年10月9日、拳銃を使用して被害者を殺害したとして、被疑者ほか2名を、殺人及び銃刀法違反の事実で再逮捕したもの。

## 2 被害者

飲食店経営者 A (当時43歳)

## 3 被疑者

- ・ (31歳) ほか5名  
平成25年9月18日に4名、同月28日に1名を死体損壊・遺棄で逮捕
- ・ (28歳) ほか1名  
平成25年9月19日、死体損壊・遺棄の幇助罪で逮捕
- ・ (31歳) ほか2名  
平成25年10月9日、殺人・銃刀法違反で再逮捕

## 4 捜査経過

- (1) 平成25年4月、1名の被疑者方から骨片やインプラント等を発見。
- (2) 同インプラントについては、同型のものが国内で約600個流通しており、歯科医院に対する捜査等から被害者に埋入されていたものと特定。
- (3) 被害者の遺体が薬品で溶解された可能性があり、捜査した結果、被疑者が当該薬品を購入している事実を特定し、被疑者8名を死体損壊・遺棄罪及び同罪の幇助罪で逮捕。
- (4) 平成25年9月29日、殺害に使用された拳銃を発見し、同年10月9日、3名を殺人及び銃刀法違反の事実で再逮捕した。

公 安 委 員 会	三鷹市における女子高校生被害	平成25年10月10日
説明資料No.1	殺人事件の発生・検挙等について(警視庁)	捜査第一課 生活安全企画課

## 1 被害者

東京都三鷹市  
高校3年生

A 女 (当時18歳)  
(10月8日(火)午後6時49分 死亡確認)

## 2 被疑者

京都市右京区

(21歳)

## 3 逮捕関係

逮捕日時：平成25年10月8日(火)午後6時31分 [緊急逮捕]  
逮捕罪名：殺人未遂

## 4 事案の概要

被疑者は、平成25年10月8日(火)午後4時50分頃、被害者方敷地内において、殺意をもって所携の刃物で同人の頸部等を突き刺すなどして殺害したもの。

## 5 逮捕状況

110番通報に基づき付近を検索中の警察官が、現場から約540メートルの歩道上において被疑者を発見し、犯行を自供したことから緊急逮捕したもの。

## 6 相談対応状況

- (1) 本件発生当日の午前中、三鷹警察署は、被害者及びその両親から、知り合いの男(本件被疑者)からつきまといを受けている旨の相談を受理。被害者は、注意、口頭警告、ストーカー規制法に基づく文書警告を要望。
- (2) 三鷹警察署においては、ストーカー規制法違反を前提に進めることとし、翌日、内容が分かる資料を持参するよう教示するとともに、防犯指導。また、相談受理時、被疑者に対して口頭警告するため電話をかけるも、留守番電話状態。その後、2回電話するも同様の状態
- (3) 同日夕刻、被害者の携帯電話に異状の有無等を確認したところ、無事に帰宅した等回答があった。